

件 名	柏崎刈羽原子力発電所 5 号機における原子炉補機冷却海水ポンプ（D）の不具合について
通報日	平成 17 年 6 月 21 日
概 要	<p>当所 5 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、平成 17 年 6 月 21 日午前 0 時 20 分頃、海水熱交換器建屋地下 1 階において、原子炉補機冷却海水ポンプ^{注1}の予備機起動試験のため同ポンプ（D）を起動したところ、ポンプの軸封部に異臭ともやが確認されたことから、同ポンプを停止いたしました。このため、午前 0 時 30 分、保安規定に定める「運転上の制限」^{注2}からの逸脱を宣言しました。</p> <p>その後、保安規定に基づき、同ポンプが不調の場合に要求される措置^{注3}を実施し、問題がないことを確認しております。</p> <p>今後、同ポンプの軸封部の点検を行います。</p> <p>なお、保安規定においては、10 日以内に復旧することが求められています。</p> <p>注 1：原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却水系および同海水系は 2 系列で構成されており、各系列ごとに冷却水ポンプおよび海水ポンプが 2 台ずつ設置されています。通常時は発電所設備の常用系機器（ポンプ軸受、熱交換器等）の冷却、非常時には非常用ディーゼル発電機などの非常用機器を冷却するため、冷却水（純水）を循環させており、この冷却水を海水により冷却しているのが同海水ポンプです。</p> <p>注 2：運転上の制限</p> <p>保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。</p> <p>注 3：同ポンプが不調の場合に要求される措置</p> <p>保安規定では、運転上の制限の逸脱時には 10 日以内に原子炉補機冷却海水ポンプ（D）を運転可能な状態に復旧するとともに、他の 1 系列（原子炉補機冷却水系 / 同海水系）が動作可能であることを確認することが求められています。</p> <p>（平成 17 年 6 月 21 日 プレス発表内容）</p> <p>http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17062101.pdf</p>